

行政 視 察 及 び 研 修 等 報 告 書

平成 28 年 10 月 24 日

笠岡市議会議長 殿

(出張者) 議員 天野 喜一郎  議員 大月 隆司 
議員 大本 益之  議員 田口 忠義 

下記のとおり研修等を実施したのでその結果を報告します。

記

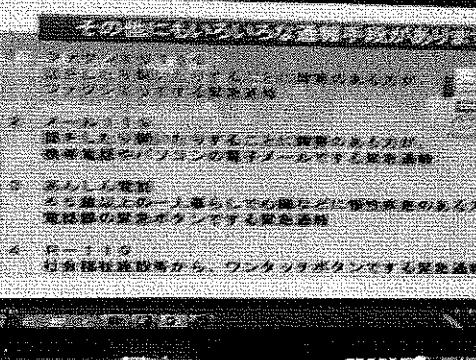
【1】名古屋市 災害時の受援計画・オープンスペース利用計画について

平成 28 年 10 月 18 日(火) 10 時～12 時

【2】平成 28 年度 第 11 回 全国市議会議長会研究フォーラム

平成 28 年 10 月 19 日(水)～20 日(木)

住 所	〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電 話	052-961-1111
案 件	災害時の受援計画・オープンスペース利用計画について
期 日	平成 28 年 10 月 18 日(火) 10 時 00 分 から 11 時 40 分
応 対 者	危機管理局 主事 市原 謙一 氏 主事 大月 秀朗 氏
状 況	別紙写真のとおり
訪問施設	市役所 東棟 4 階
概 要	<ol style="list-style-type: none">1. 市概要<ol style="list-style-type: none">1) 人口 2,304,546 人2) 一般会計予算(H28 年度) 1,085,601 百万円(約 1.1 兆円)3) 議員 75 人(区別制)2. 【災害時の受援計画・オープンスペース利用計画について】<ol style="list-style-type: none">1) 消防局(消防受付センター見学)<ul style="list-style-type: none">○消防局と 16 の消防署と 44 の出張所、職員約 2300 人○消防自動車・救急自動車が併せて 275 両、消防艇が 1 艇、指揮艇が 1 艇、ヘリコプターが 2 機○平成 27 年 火災件数 661 件(内建物火災 369 件) 火災死者 15 人

概要	<p>○平成 26 年 救急等出動件数 117,695 件 月曜日に救急車の要請が多い・・・お年寄り土曜日・日曜日我慢</p>   <p>○救急受付センター 昼勤 約 10 名程度</p> <p>○火災や事故及び急病等場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付と同時に、一番近い消防署・出張所の待機車に瞬時に指示。 ・火災の場合は火元に近い(走行車含む)消防自動車 10 台に指示 そして、消防自動車 ^等に各種の消防活動指示。 <p>○障がい者の為に FAX・メール受付。また一人暮らし家庭には電話機の緊急ボタン、福祉施設にはワンタッチボタン(R-119)を整備</p> <p>2) 災害時の支援計画・オープンスペース利用計画について</p> <p>○オープンスペース計画(災害時の受け入れ場所(スペース)の計画)</p> <table border="0"> <tr> <td>災害応急対応期</td><td>発生時～1週間</td></tr> <tr> <td>災害復旧期</td><td>1週間～3週間</td></tr> <tr> <td>災害復興期</td><td>1ヶ月～3年</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数 ⇒ 各施設 車避難の場合の公園等 施設の鍵の管理者も明記する。 ・広域応援隊の受け入れ(自衛隊・警察・他自治体等)場所確保 ・災害ボランティア者の宿泊施設確保 ・災害廃棄物置き場の確保・・・市民には伝えない(なぜ近所となる) ・仮設住宅の設置場所の確保 ・ライフラインに関する置き場確保 等 <p>○受援計画</p> <p>上記、オープンスペース計画と並行(整合性)して計画中 他自治体の災害応援に積極的に取り組み情報・課題把握をしている。</p> <p>○平成 29 年度末を目標に現在鋭意取組み中。</p> <p>3) 熊本震災について</p> <p>○添付資料にて説明あり。</p> <p>○熊本の課題(自治体の課題)</p> <p>受援計画?が効率的でなかった。 避難所へ殆どの職員が出向き、他の業務が滞っていた。(家屋損壊認定等・・・・)</p> <p>○オープンスペースについても、避難場所を除き災害発生後検討等</p>	災害応急対応期	発生時～1週間	災害復旧期	1週間～3週間	災害復興期	1ヶ月～3年
災害応急対応期	発生時～1週間						
災害復旧期	1週間～3週間						
災害復興期	1ヶ月～3年						

	<p>3. 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人口密集地においてのオープンスペース確保 2) 広域自然災害時の自衛隊の確保など 3) 自助・共助が最も大切であるが、自主防災組織は出来ても、その後の避難訓練等の展開が難しい。 <p>4. 感想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) あらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した防災計画 ○震度7 ○津波3.6メートル(津波高2.4メートル) 2) 230万人の避難計画は相当な努力と費用も必要 3) 大規模都市であるからこそ、先進的な防災計画を進めていた。 <p>5. 本市への参考点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大災害は発生しないと思っているのではないか。 早期の業務継続計画・受援計画・オープンスペース計画が必要 6月の豪雨灾害も、日頃の山林・農地の水路管理が必要であった。 ※逆に、自然災害が少ない優位性を活かした取組みも必要。 2) 大規模災害時には自治体職員は被災地からの要請なくして勉強兼ねて率先して手伝いに行くべき。
参考資料	別紙
状況	

住 所	〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田 79-4
電 話	054-203-5710
案 件	平成 28 年度 第 11 回 全国市議会議長会研究フォーラム
期 日	平成 28 年 10 月 19 日 (水) 13 時 00 分 から 17 時 00 分 20 日 (木) 9 時 00 分 から 11 時 00 分
応 対 者	全国市議会議長会
状 況	別紙写真のとおり
訪問施設	静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
概 要	<p>1. 基調講演 東京大学名誉教授 大森彌氏 「二元代表制と議会の監視機能」</p> <p>○首長を監視するためには、「チーム議会」を実現して議会全体の力を高める必要があり、そのためには与野党意識を克服すべき。 ※大津議会の事務局が凄い。執行部に戻らない覚悟の事務局職員がいる。 各地で起きている政務活動費の問題。この様な事務局員がいれば問題は起こらない。 ※政務活動費を使って研究して下さい。<u>あなた方が監視を受けるのはみつともない事。皆さん方は監視する側だ。</u></p> <p>○二元代表制で憲法に義務付けられているのは議会の方である。 権力の座についたものが権力を恣意的に運用しようとする。これを避けるために議会がある。</p> <p>○議員活動なしに議会活動が成り立つわけはない。議員は非常勤である以上、退職金制度がないのは当然。 ⇒期間限定で公選の人に退職金があるのはおかしい? 将来的には首長の退職金制度も廃止されるのではないか。</p> <p>○議案や予算の提出権は執行部が持っている。しかし自治法上、議員定数の 12 分の 1 の議員が集まれば議案の提出権が出来る。 自分たちが「質問を受ける側」になる事を恐れるあまり提出権を放棄しているのが現実ではないか。</p>



	<p>2. パネルディスカッション</p> <p>「監視権の活用による議会改革」</p> <p>コーディネーター 江藤 俊昭 氏 山梨学院大学大学院研究科長・教授 パネリスト 斎藤 誠 氏 東京大学大学院法学政治学研究科教授 土山 希美枝 氏 龍谷大学政策学部政策学科教授 谷 隆徳 氏 日本経済新聞編集委員兼論説委員 栗田 裕之 氏 静岡市議会議長</p>
概要	<p>○斎藤 誠 氏</p> <p>【法的視点からみた「監視権の活用】】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることが出来る範囲を合理的な範囲内で拡大すべき。 ・基本的な計画(総合計画・基本構想等)の議決については、計画策定に関する条例をどの様に組み立てるかである。  <p>○土山 希美枝 氏</p> <p>【政策・制度の議会による制御としての監視・監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活基盤となる市民が必要不可欠とする政策・制度を整備することが重要。 ⇒ より良い政策を実現するためには、議会も行政もみずからもつ権限を行使し、その役割を果たすべき。 ・一般質問等で市民が不可欠と思われる提案には議会提案に繋げるべき。 ※ねたむ議員も見うけられる。 ・評価にあたっては、感覚的な評価でなく客観的で政策・制度の根柢に基づき分析・評価が必要。 ・政策は必ず個人から発想される。その政策上の気づきを議会としてどうしていくかである。  <p>○谷 隆徳 氏</p> <p>【メディアからみた議会の監視権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の監視機能は向上していない。予算や条例提案が素通り・・・多数会派??? <p>平成 21 年～5 年間 予算案修正議会 20% 条例提案修正 23%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算重視の議会活動が必要・・・90%がなんら意見も付けずに認定 事務事業評価も少なく議会が関与すべき。・・・議会の PR 策に繋がる。  <p>○栗田 裕之 氏</p> <p>【監視権の活用による議会改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首長の政策を事前監視・コントロール活動 ⇒ 議運質疑・議決権 ・首長の考えを質し議決行動等に繋げる活動⇒議運質疑・一般質問 ・首長の政策を統制する活動⇒政策提言・議員発議条例 ・首長が実施した政策や事業を評価する活動⇒決算審査・認定権 <p>※監査委員制度について本市議会も熟知すべき。申し合わせに記載するか???</p> 

	<p>3.課題討議</p> <p>「監視権を如何に行使すべきか」</p> <p>コーディネーター 佐々木 信夫 氏 中央大学経済学部教授 事例報告者 佐賀 和樹 議員 藤沢市議会前副議長 井上 直樹 議員 和歌山市議会議会運営委員長 嶋崎 健二 議員 日田市議会議長</p> <p>○佐賀 和樹 議員 「議会はどうあるべきか」 • 前市長時代に不要でしかも取得価格が法外な土地をめぐり疑惑の追及に 100条委員会を設置し、その内容についての報告 ⇒ 本件により議会改革が向上した。</p> <p>○井上 直樹 議員 「付属機関への参画と監視機能」 • 國保運営協議会など26の付属機関に議員が参画している状況を報告し、 一方で、議会がチェックする事項を事前に意見を言うことになることから <u>再び検証を続いている。</u></p> <p>○嶋崎 健二 議員 「地方創生に関する政策提言～日田市議会の取り組み～」 • 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について議会からも常任委員会ごとに現状・課題・方向性を集約しながら市民との意見交換会を開催するなど、議会としても政策提言を行っていることを報告</p> <p>☆コーディネーターの佐々木教授は、地方議会の主な役割として 1) 政策や予算の決定者 2) 執行機関への監視者 3) 政策や条例の提案者 4) 民意の意見の集約者の役割等 を期待しつつ、地方議会を様々な改革で変えていく必要を期待された。</p>
状況	